

## 臨床倫理に関する方針

基本的人権、患者の権利、医の倫理に基づき、患者にとって最も望ましい医療を行う。臨床現場で医療スタッフを悩ませる医療行為の選択については以下の倫理原則を参照し、臨床倫理上の問題に対応する。

### 臨床倫理の原則

1. 患者さんの立場に立って心温かく接し、その人格や価値観を尊重する。
2. 個人情報やプライバシーを保護し、職務上の守秘義務を遵守する。
3. 患者さんの利益を最優先する医療を実践する。
4. 患者さんと互いに尊重し合い、良好な信頼関係を築くよう努める。
5. 情報を正しく伝え、十分な説明と同意に基づく自己決定を尊重する。
6. 科学的根拠に基づいた安全・最良な医療を行うよう全力を尽くす。
7. 関連法規を遵守し、医療倫理の諸指針を遵守する。

## 代表的な臨床倫理問題への対応

### (1) 意識不明・自己判断不能な患者さんへの対応

意識不明や判断能力のない患者さんにおいては、家族など適切な代理人の同意を得て治療に必要な判断と決定を行う。なお、家族など適切な代理人がいない場合や、生命に係わる緊急事態で家族等関係者に連絡がつかない場合は、厚生労働省作成の「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」や「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援」、当院の「単身者入院患者対応マニュアル」に沿って多職種で検討し、患者さんにとって最善の利益となる方向で治療を行う。

### (2) 検査・治療や入院の拒否、指示不履行への対応

患者さんが自律的に判断できる場合、自己決定権を尊重し、望まない治療を拒否することを認めるが、治療による患者さんの利益と不利益など十分に説明し、慎重に話し合いを重ねる。医療者と患者さんの意向が対立する場合には、多職種で検討する。

### (3) 輸血療法を拒否する患者さんへの対応

当院の「宗教上等の理由で輸血（血液製剤を含む）拒否される患者さまへ」に沿って対応する。信教上の理由などで輸血療法を拒否する患者さんには輸血を行わず、患者さんの同意が得られる範囲内で最善の医療を提供する。例外的に救命を優先して輸血を実施することがある。

### (4) 身体拘束(行動制限)

患者さんの生命及び身体を保護するために、緊急かつやむを得ない場合(切迫性、非代替性、一時性の3条件を満たす)のみに行う。当院で定めた規律「身体拘束最小化のための指針」に従い、患者さんやご家族への十分な説明を行ったうえで、必要最小限の範囲で実施する。

### (5) 人生の最終段階における医療

患者さんが自らの価値観に基づき、適切な医療・ケアを選択することができるよう、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」の考え方

も踏まえ、当院で定めた「適切な意思決定支援の指針」に基づき意思決定支援を行う。  
当院では生命を短縮させる意図をもつ積極的安楽死は対象としない。

#### (6) DNAR 指示

DNAR 指示はあらゆる治療を講じても回復の見込みがない、あるいは救命の可能性がない状態であり、心停止した時に蘇生行為を行うか否かについての事前指示である。  
当院で定めた指針に従い、慎重に判断を行う。

#### (7) 個人情報

当院で定める「個人情報保護方針」、「個人情報の利用目的」に基づき厳重な注意を払い診療業務を行う。

#### (8) セカンドオピニオン（主治医以外の医師からの意見）

治療内容を選択するために、受診される皆様の権利です。他の医療機関へのセカンドオピニオンの請求を尊重し、希望される場合には必要な資料を提供する。その場合にも、一切の不利益を被ることはない。

#### (9) 虐待が疑われた場合の対応

当院では医療安全委員会の下部組織である院内 CPT(チャイルドプロテクションチーム)が児童虐待症例の早期発見、早期対応を目指し病院組織で迅速・的確な対処を図ることを目的として活動している。救急外来を受診した 15 歳以下の子供は全例小児外傷チェックリストを用いてチェックしている。

#### (10)臓器提供、法的脳死判定

厚生労働省の「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針を遵守して行う。臓器提供については当院の「脳死判定マニュアル」を遵守している。

#### (11)子どもの権利

日本小児科学会の「医療における子ども憲章」を目標に努力している。

#### 参考:

1. 身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関する

るガイドライン(2019 年)

2. 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援(2018 年)
3. 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン  
(2018 年)
4. 臓器の移植に関する法律 (2009 年)

2005 年 12 月 5 日

2014 年 4 月 1 日改訂

2025 年 5 月 12 日改訂

星ヶ丘医療センター

医の倫理委員会